

税のたより

税金の滞納処分

税金を滞納したまま放置していると、法律に基づき滞納者の意思にかかわらず滞納処分(差押)を受け、強制的に税金を徴収されることになります。

差押処分

本町においても、町税の滞納があれば勤務先や取引業者等へ調査のうえ、給与・報酬、売掛金、不動産、動産(自動車等)、預貯金、生命保険など各種財産の差押処分を行っています。

※平成22年度以前の税金に滞納のある方には、11月に納付催告書を送付しましたが、まだ納付されていない場合は、早急に納付してください。

納税相談

納期限までに納税できない特別な事情がある場合は、納税方法を収納課でご相談ください。

問い合わせ先

役場 収納課

内線 122・123

休日納税(相談)窓口

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

日時

12月10日(土)・11日(日)

午前8時30分～正午

午後1時～5時

場所

役場 収納課

※正面玄関は閉まっていますので、東側通用口からお入りください。

問い合わせ先

役場 収納課

内線 122・123

家屋を取り壊したら

家屋の固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日現在の状況により課税されます。

今年中に家屋の全部または一部を取り壊されますと来年度の課税対象から除かれます。家屋を取り壊された方は、税務課固定資産税係までご連絡をお願いいたします。ご連絡がない場合、引き続き課税対象となり、ご迷惑をお掛けすることがあります。

なお、滅失登記済みの場合は連絡の必要はありません。

問い合わせ先

役場 税務課

内線 178・179

税理士による

無料税務相談

開催日

12月14日(水)

時間

午後2時～4時

(二人30分以内)

場所

役場 2階第2会議室

担当

東海税理士会津島支部所属

内容

の税理士

相続、贈与、確定申告(消費税込)などに関する税務相談全般

申込方法

12月13日(火)までに税務課へ電話でご予約ください。

その他

- ・プライバシーは守られます。
- ・申告書等の税務書類の作成は行いません。

予約・問い合わせ先

役場 税務課

内線 175・176

税務署からのお知らせ

●国税に関するご質問・ご相談について

納税者の皆さんからの電話による国税に関するご質問・ご相談は国税局「電話相談センター」で受け付けています。そのため、税務署の代表電話の受付は自動音声案内となっています。具体的な操作方法については、音声案内に従ってくださいますようお願いいたします。また、個別の面談は、十分な時間をもち、事前予約制としておりますので、あらかじめご了承ください。

署へお越しいただく際には、事前の予約は必要ありません。※予約の際には、住所、氏名および相談内容等をお伺いします。

●平成23年分所得税確定申告書の送付について

平成23年分から青色申告決算書用紙は、確定申告書用紙等に同封して送付します。

なお、平成22年分の所得税および消費税の確定申告の際に、e-taxを利用された方(津島税務署、津島商工会議所または役場等からパソコンを使用して提出された方や国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用された方を含む)等には、確定申告書および青色申告決算書等は送付されません。確定申告書および青色申告決算書等が必要な場合は、国税庁ホームページから出力していただくか、税務署の窓口等でお受け取りいただきますようお願いいたします。

国税庁

HP <http://www.nta.go.jp>

問い合わせ先

津島税務署

☎ 0567(26)2161